

議員提出議案第12号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月26日 提出

提出者	琴浦町議会議員	山本秀正
賛成者	同	井木裕
	同	桑本始
	同	前田智章
	同	手嶋正巳
	同	小椋正和
	同	川本正一郎
	同	桑本賢治
	同	澤田豊秋
	同	押本昌幸
	同	川本善孝
	同	田中肇子
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩
	同	金光敦

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 条例改正の理由

これは、大規模な災害等の発生や重大な感染症のまん延防止措置の観点又はその他やむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、オンラインを活用した委員会の開会を可能とするための所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 第13条の2「開会の特例」の第1項で、委員長は、次に掲げる場合には、オンラインを活用した委員会を開会することができる。
 - 1 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延等のやむを得ない事由により委員会を開催する場所への参集が困難であると認める場合
 - 2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害等その他やむを得ない事由により、委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合
- (2) オンラインにより委員会に参加した委員長及び委員は、当該委員会に出席した者とみなして、この条例の規定を適用する。
- (3) オンラインを活用した委員会に関するその他所要の規定の整備を行う。
- (4) 第13条の2第1項から第3項までの規定中の「委員」、及び同項中の「委員長及び委員」とあるのは、説明者と読み替えることができる規定を設けている。

3 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集)</p> <p>第13条 略</p> <p>(開会の特例)</p> <p><u>第13条の2 委員長は、次に掲げる場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>(1) 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延等のやむを得ない事由により委員会を開催する場所への参集が困難であると認める場合</u></p> <p><u>(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害等その他やむを得ない事由により、委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか委員長が特に必要と認める場合</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 略</p>

2 前項の規定により開催する委員会において、オンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、委員会に出席した者とみなす。

4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第18条 委員会(第13条の2第1項の規定により開会するものを除く。)は、その議決で秘密会とすることができる。

2 略

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者(以下「説明者」という。)に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 第13条の2第1項から第3項までの規定は、前項の規定により説明者に出席を求めた場合について準用する。この場合において、第13条の2第1項から第3項までの規定中「委員」及び「委員長及び委員」とあるのは、「説明者」と読み替えるものとする。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 略

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。